

宮崎大学工学教育研究部教員選考規程

平成 24 年 4 月 1 日
制 定

改正 平成 24 年 12 月 12 日 平成 25 年 2 月 19 日
平成 25 年 5 月 28 日 平成 26 年 6 月 10 日
平成 28 年 3 月 20 日 令和 3 年 3 月 25 日
令和 5 年 9 月 12 日

(趣旨)

第 1 条 この規程は、国立大学法人宮崎大学教員選考規程(平成 16 年 4 月 1 日制定)第 6 条の規定に基づき、工学教育研究部教員の選考の手続、方法等について必要な事項を定める。

(人事計画委員会及び拡大人事計画委員会)

第 2 条 教員の人事については、人事計画委員会が大学・学部等の将来計画や中期目標・中期計画に沿った工学教育研究部の中期的な人事方針に基づいて、人事方針・計画を作成し、人事委員会に審議を依頼する。なお、必要に応じて、プログラム・センター等に人事計画の原案作成を依頼して、人事計画委員会に提出させることができる。

2 人事計画委員会の構成は、次のとおりとする。

- (1) 工学教育研究部長(委員長)
- (2) 副学部長(教務、評価及び研究担当)
- (3) 教育研究評議会評議員

3 拡大人事計画委員会は、必要な補充分野の人事計画が競合する場合のみ開催するものとし、その構成は、前項の構成員に競合する当該人事計画のプログラム又はセンターの長を加えるものとする。

(人事委員会及び教員選考委員会)

第 3 条 工学教育研究部長は、前条に定める人事計画委員会の検討結果に基づき又はその他の理由により必要がある場合は、人事委員会を開催する。

2 人事委員会は、人事計画委員会で決定した人事方針・計画について審議し、採用人事の基本的事項(所属、教育分野、職種等)を決定する。さらに、当該人事の教員選考委員会構成員を決定し、教員選考委員会に採用人事の基本的事項に基づいて、採用人事の詳細の検討を依頼する。なお、国立大学法人宮崎大学教員選考規程第 1 条第 2 項ただし書に定める特別の事情による公募によらない選考については、別に定める。

3 教員選考委員会は、採用人事の基本的事項に基づいて決定された項目以外の採用後の業務、公募の範囲、公募期間等についてその具体化を図り、教員採用等の申し出(様式第 1 号)及び教員公募依頼書(様式第 2 号)を人事委員会に提出する。なお、教員の選考については、公募によることを原則とし、工学教育研究部長を公募者とする。

4 人事委員会委員長は、教員選考委員会から提出された教員採用等の申し出及び教員公募依頼書を確認し、工学教育研究部教授会に審議を依頼する。

5 教員選考委員会は、工学教育研究部教授会の採用人事の公募の決定及び教育研究評議会の承認後に公募作業を開始する。

6 教員選考委員会は、公募終了後に適正な選定基準に基づき応募者の中から候補者の選定を行い、資格審査書を添えて人事委員会に報告する。

7 人事委員会は、教員選考委員会の選考結果を確認する。

8 人事委員会及び教員選考委員会の組織及び運営等については別に定める。

(教授審査会の承認)

第 4 条 工学教育研究部長は、前条第 7 項に規定する人事委員会が確認した候補者の資格審査について、工学教育研究部教授会規則第 10 条に規定する教授審査会に付議する。

第 5 条 資格審査は、宮崎大学教員選考規程に基づくほか、別に定める基準により行うものとする。

(その他)

第6条 この規程に定めるものの他、工学教育研究部の採用人事の手続きに関する事項は別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 宮崎大学工学部教員選考規程は廃止する。

附 則

この規程は、平成24年12月12日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年2月19日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年5月28日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年6月10日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年3月20日から施行し、平成28年1月12日から適用する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年9月12日から施行する。